

# 排出削減事業 計画

排出削減事業の名称：

国産間伐材を利用した

木質バイオマスボイラの新設プロジェクト

排出削減事業者名：医療法人敬仁会  
(マイホームくずまき)

排出削減事業共同実施者名：丸紅株式会社

その他関連事業者名：株式会社テス東北

## 目次

1	排出削減事業者の情報	2
2	排出削減事業概要	2
2.1	排出削減事業の名称	2
2.2	排出削減事業の目的	2
2.3	温室効果ガス排出量の削減方法	2
3	排出削減量の計画	3
4	国内クレジット認証期間	3
5	活動量・原単位	3
5.1	活動量・原単位	3
5.2	活動量の採用根拠	3
6	温室効果ガス排出削減量の算定	4
6.1	排出削減事業に適用する排出削減方法論	4
6.2	選択した方法論がこの排出削減事業に適用できる理由	4
6.3	事業の範囲（バウンダリー）	4
6.4	ベースライン排出量の算定	4
6.5	リーケージ排出量の算定	5
6.6	事業実施後排出量の算定	5
6.7	温室効果ガス排出削減量の算定	5
6.8	追加性に関する情報	6
7	モニタリング方法の詳細	7
7.1	モニタリング対象	7
7.2	モニタリング対象の QA/QC	8

# 1 排出削減事業者の情報

排出削減事業者	
会社名	医療法人敬仁会 小規模多機能型居宅介護支援施設 マイホームくずまき
排出削減事業を実施する事業所	
事業所名	マイホーム くずまき
住所	岩手県岩手郡葛巻町江刈 5-1 5 5-7
排出削減事業共同実施者（国内クレジット保有予定者）	
排出削減事業 共同実施者名	丸紅株式会社
その他関連事業者（注）	
関連事業者名	株式会社テス東北

（注）その他関連事業者とは、排出削減事業共同実施者とは別に、排出削減に寄与する設備機器の生産・販売者、国内クレジットの創出コストの低減を図る事業の集約を行う者等をいう。

## 2 排出削減事業概要

### 2.1 排出削減事業の名称

木質バイオマスボイラの新設

### 2.2 排出削減事業の目的

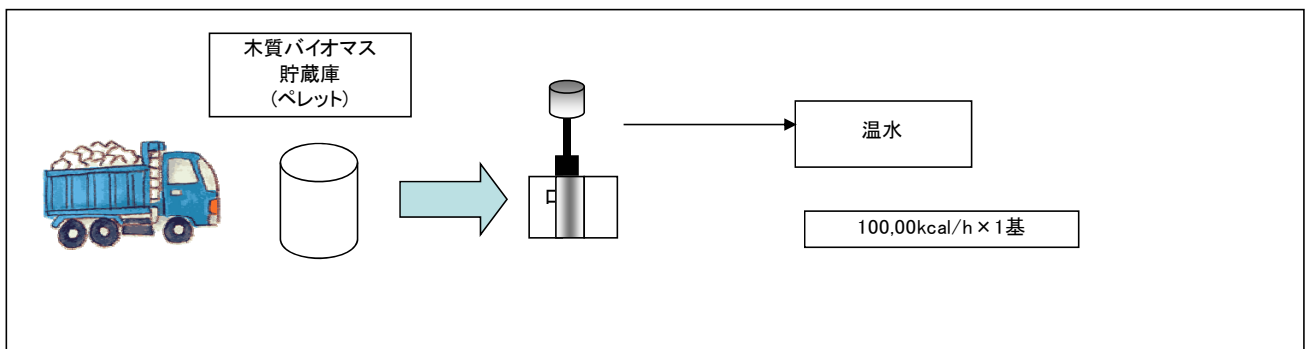
木質バイオマスボイラ 1 台を新設する。バイオマスへのエネルギー転換によって、CO<sub>2</sub> 排出量を削減する。

### 2.3 温室効果ガス排出量の削減方法

木質バイオマスはカーボンニュートラルが適用され、CO<sub>2</sub> を実質的に排出しないものとみなされるため、新設のボイラの燃料に灯油を利用した場合に比べて、CO<sub>2</sub> 排出量を大幅に削減する。

（備考）木質バイオマスボイラの新設プロジェクトの概要

（排出削減事業実施後の設備概要）



### 3 排出削減量の計画

年	ベースライン排出量 (tCO2/年)	事業実施後排出量 (tCO2/年)	排出削減量(tCO2/年)
2009 年度	61	0	61
2010 年度	61	0	61
2011 年度	61	0	61
2012 年度	61	0	61
合計	244	0	244

### 4 国内クレジット認証期間

事業開始日 2009 年 4 月 1 日  
終了予定日 2013 年 3 月 31 日

### 5 活動量・原単位

#### 5.1 活動量・原単位

#### 5.2 活動量の採用根拠

## 6 温室効果ガス排出削減量の算定

### 6.1 排出削減事業に適用する排出削減方法論

方法論番号	方法論名称
001-A	バイオマスを燃料とするボイラーの新設

### 6.2 選択した方法論がこの排出削減事業に適用できる理由

- 本事業は、バイオマスを主たる燃料とするボイラーを新設するため、条件1を満たす。
- バイオマスボイラーを新設した事業者は、新設後のボイラーで生産した温水を自家消費するため、条件2を満たす。

### 6.3 事業の範囲（バウンダリー）

バイオマスボイラー及びボイラーから温水及び暖房の供給を受ける設備。

### 6.4 ベースライン排出量の算定

#### (1) ベースライン排出量の考え方

本事業のベースラインは、バイオマスボイラーを新設せずに、灯油を利用し続けた場合の温室効果ガス排出量である。

プロジェクト地域周辺には、都市ガス網が敷設されておらず、タンクローリー供給できる地域でもないため、ベースラインの燃料として、天然ガスは不相当である。この場合、バイオマスボイラーの燃料として、A重油や灯油が想定されるが、業務用施設で一般的に導入されている灯油を想定する。

#### (2) ベースラインエネルギー使用量の考え方

方法論 001-A より、ベースラインエネルギー使用量は以下の式に表される。

$$\begin{aligned} Q_{fuel,BL} &= F_{fuel,pj} \times (1 - WCF_{wood,pj}) \times HV_{fuel,pj} / 1,000 \times \varepsilon_{PJ} \times 1 / \varepsilon_{BL} \\ &= 55,000 \times (1 - 0.0909) \times 19.0 / 1,000 \times 78.1 \times 1 / 82.3 \\ &= 902 \text{ (GJ/年)} \end{aligned}$$

$Q_{fuel,BL}$ : ベースライン燃料(灯油)使用量(GJ/年)	902 GJ
$F_{fuel,pj}$ : 事業実施後(木質バイオマス)使用量(kg/年)	55,000 kg
$WCF_{wood,pj}$ : 木質バイオマスの含水率 (%)	9.09 % (湿潤基準)
$HV_{fuel,pj}$ : 木質バイオマスの単位発熱量(MJ/kg)	19.0 MJ/kg (全乾時、高位発熱量)
$\varepsilon_{pj}$ : 事業実施後バイオマスボイラー効率(%)	78.1 % (高位発熱量)
$\varepsilon_{BL}$ : ベースラインとして想定する灯油ボイラー効率(%)	82.3 % (高位発熱量)

#### (3) ベースライン排出量の考え方

方法論 001-A より、ベースライン排出量は以下の式に表される。

$$EM_{BL} = Q_{fuel,BL} \times CF_{fuel,BL} \times \frac{44}{12}$$

$$= 902 \times 0.01851 \times 44/12$$

$$= 61(\text{t-CO}_2/\text{年})$$

EM <sub>BL</sub> : ベースライン排出量(tCO <sub>2</sub> /年)	61 tCO <sub>2</sub>
Q <sub>fuel,BL</sub> : ベースライン燃料(灯油)使用量(GJ/年)	902 GJ
CF <sub>fuel,BL</sub> : 灯油の単位発熱量あたりの炭素排出係数(tC/GJ)	0.01851 tC/GJ

### 6.5 リークージ排出量の算定

顕著かつ計測可能なバウンダリー外での CO<sub>2</sub> 排出量は以下のとおり。

- ①ペレット製造工場からペレットボイラまで輸送することによる輸送燃料(軽油)由来の CO<sub>2</sub> 排出量
  - ②ペレットボイラ着火用の灯油使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量
  - ③ベースライン灯油ボイラと比較して増加するペレットボイラの補機電力の CO<sub>2</sub> 排出量
- しかし、これらの CO<sub>2</sub> 排出量は排出削減量の 5%を下回る。

したがって、本事業で方法論 001-A が規定するような温暖化ガス排出及び申請者が主張する排出削減量の 5%を超える顕著かつ計測可能なバウンダリー外での温暖化ガス排出は特定されない。

### 6.6 事業実施後排出量の算定

本プロジェクトにおいては、事業実施後排出量はない。

### 6.7 温室効果ガス排出削減量の算定

$$ER = EM_{BL} - (EM_{Pj} + LE)$$

$$= 61 - (0 + 0)$$

$$= 61(\text{t-CO}_2/\text{年})$$

ER : 排出削減量 (tCO <sub>2</sub> /年)	61 tCO <sub>2</sub>
EM <sub>BL</sub> : ベースライン排出量(tCO <sub>2</sub> /年)	61 tCO <sub>2</sub>
EM <sub>Pj</sub> : 事業実施後排出量(tCO <sub>2</sub> /年)	0 tCO <sub>2</sub>
LE : リークージ排出量(tCO <sub>2</sub> /年)	0 tCO <sub>2</sub>

## 6.8 追加性に関する情報

### 6.8.1 基本的情報

排出削減事業の実施は、法的な要請に基づくものか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
設備更新を行わなかった場合、既存設備は継続して利用できるか？	<input type="checkbox"/> 利用できる <input type="checkbox"/> 利用できない

注) ここでいう「法的な要請」とは、法令等の規定に基づき、設備更新等を行った結果、排出量が削減される場合における、当該法律を指す。

### 6.8.3 投資回収に関する情報

投資回収年数	1 2 . 4 年
--------	-----------

### 6.8.4 その他の障壁に関する情報

なし

## 7 モニタリング方法の詳細

### 7.1 モニタリング対象

項目	定義	単位	排出削減量算定時に使用した値	モニタリング方法	記録頻度	データ記録方法 (電子媒体・紙媒体)	データ 保管 期限	備考
$F_{\text{fuel,Pj}}$	木質バイオマス使用量	kg	55,000	ペレット供給会社の請求書	月	紙媒体	5年	
$WCF_{\text{wood,Pj}}$	木質バイオマスの含水率	%	9.09% (湿潤基準)	ペレット供給会社の提出データ	年	紙媒体	5年	
$HV_{\text{fuel,Pj}}$	木質バイオマスの単位発熱量	MJ/kg	19.00 (全乾時、高位発熱量)	ペレット供給会社の提出データ	年	紙媒体	5年	
$\varepsilon_{\text{gas}}$	事業実施後ボイラ効率	%	78.1% (高位発熱量)	カタログ値	年	紙媒体	5年	
$CF_{\text{fuel,BL}}$	灯油の単位発熱量あたりの炭素排出係数	tC/GJ	0.01851	国内クレジット制度のデフォルト値	年	紙媒体	5年	



## 7.2 モニタリング対象の QA/QC

項目	QA/QC 手順
木質バイオマス使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務担当者が、ペレット供給会社から毎月送付される請求書をファイリングする。</li> </ul>
木質バイオマスの含水率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務担当者が、ペレット供給会社から毎年送付されるペレットの成分に関する資料をファイリングする。</li> <li>● 事務担当者は、含水率が湿潤基準か乾量基準か確認し、乾量基準の場合には、湿潤基準に修正する。</li> <li>● 事務担当者は、ペレット品質に大きな変更がないか、確認する。</li> </ul>
木質バイオマスの単位発熱量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務担当者が、ペレット供給会社から毎年送付されるペレットの成分に関する資料をファイリングする。</li> <li>● 事務担当者は、単位発熱量が全乾時の高位発熱量であることを確認する。</li> <li>● 事務担当者は、ペレット品質に大きな変更がないか、確認する。</li> </ul>
事業実施後ボイラ効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務担当者が、ボイラ効率が、カタログ値と著しく乖離していると考えられる場合は、原因をボイラ会社に確認し、対策をとる。</li> </ul>
灯油の単位発熱量あたりの炭素排出係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務担当者が国内クレジット制度のデフォルト値に変更がないか、確認する。変更があった場合、変更後の炭素排出係数を記録する。</li> </ul>